

第 54 期令和 3 年度第 5 回

香川地方最低賃金審議会

会 議 次 第

令和 3 年 8 月 23 日（月）10：00～
香 川 労 働 局 第 1 会 議 室

1 開 会

2 議 題

（1）香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について

（2）その他

3 閉 会

第 54 期令和 3 年度第 5 回
香川地方最低賃金審議会

資 料 目 次

- 1 香川県最低賃金の改正決定について（答申）（写）
- 2 香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出書（写）
- 3 異議申出書（写）



資料No. 1

写

令和3年8月5日

香川労働局長
松瀬貴裕 殿

香川地方最低賃金審議会
会長 柴田潤子



香川県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年6月30日付け香労発基0630第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和元年10月1日発効の香川県最低賃金（時間額818円）は、令和元年度の香川県の生活保護水準を下回っていないことを申し添える。

さらに、当審議会として、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、政府において、中小企業・小規模事業所の事業存続と雇用の維持・確保、生産性の向上のため、業務改善助成金、雇用調整助成金等の施策のさらなる拡充と速やかな給付に努められるよう、また、取引条件の改善等が図られるよう、積極的に取り組むことを強く要望する。

香川県最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 848円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

香川県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件 名 香川県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 818円
- (3) 発 効 日 令和元年10月1日

2 生活保護

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和元年度
- (3) 生活保護水準（令和元年度）
生活扶助基準（第1類費+第2類費+冬季加算+期末一時扶助費）の香川県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（93,578円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の（2）に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると、香川県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$\begin{aligned} & 818\text{円} \text{ (香川県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1箇月平均法定労働時間数)} \\ & \times 0.817 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 116,152\text{円} \end{aligned}$$

写

2021年8月17日

香川労働局長
松瀬 貴裕 様

香川県労働組合総連合（香川県労連）

議長 安部 行洋



香川地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出書

2021年8月5日、第54期令和3年度香川地方最低賃金審議会は、令和3年度の香川県最低賃金額を848円とする旨、答申されました。

私たちは、この答申に対し、最低賃金法第10条、同法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき、異議を申し出ます。

今年から、初回の専門部会の傍聴が認められたことは、審議会委員並びに香川労働局の英断に敬意を表します。また、最低賃金の引き上げに反対する委員もいる中で、時間額単独方式になった2002年度以降で最高の引き上げ額(+28円)とする答申に賛成された審議会委員はじめ関係者の方々のご尽力に敬意を表するものです。

しかし、異議を申し立てる期限においても、専門部会での詳細議論内容や議事録は公表されておらず、専門部会の議論内容に異議を申し出る条件が整備されているとは言えません。また、最低賃金の答申額についても、最高額地域との格差が温存されたままであり、ワーキングプアの解消や同一労働同一賃金の考えが考慮されたとは思えない答申内容であり、異議を申し出ざるをえません。

ついては、今年度の香川県最低賃金の改定答申について、下記に示す意見も踏まえられ、再審議していただけるよう要望するものです。

記

【異議申し出の理由】

1. 最低賃金額は日本国憲法の生存権を見据えた水準に

今年の最低賃金改定の答申額は、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」とする最低賃金法第1条の目的に沿う額といえるのでしょうか。

意見陳述でも述べたとおり、香川でも最低賃金近傍(最賃×1.15以下の賃金額)で働く労働者人口は、2018年で全労働者人口の6%でしたが、年々増え続けており、それら労働者の多くが非正規雇用の女性労働者です。これら労働者の生活の安定こそが、労働者人口定住人口の歯止めになるとともに、地域の活性化にもつながると考えています。

「香川県ひとり親家庭等自立促進計画(香川県・令和2年3月発表)」によると、香川県内の母子世帯数は、H7年4175世帯、H17年6205世帯、H27年6396世帯と増加し続けています。H30年8月アンケートでは、母子家庭になった時の母親の年齢は、29歳以下が29.6%(H26年31.0%、H21年34.7%)となり高年齢化していますが、世帯主(母親)の雇用形態は、38.3%が臨時雇用・派遣社員で、世帯収入は32.3%(無し3.1%、50万未満2.1%、50~100万9.1%、100~150万18.0%)が150万円未満であり、母子世帯の14%以上が最低賃金以下、3割以上が最低賃金近傍の収入で生活している実態を示しています。また、最大の悩み事は生活費52.1%で、二番が老後のこと30.2%になっており、生活が「苦しい・やや苦しい」の回答は69.2%にも上っています。

この母子家庭の実態を見る限り、今までの香川地方最低賃金額が「労働者の生活の安定」に寄与しているとは思えません。

こうした事態に陥った原因は、これまでの答申額が、中央最賃審議会が示す目安額や、生活保護費との比較方法(18-19歳・単身者のみ比較)に縛られ、最低賃金額近傍の収入で働く労働者の生活実態を調べ、本来、比較すべき労働者の標準的な生計費と最低賃金額の妥当性について議論してこなかったためではないでしょうか。

2. 政労使合意目標「2020年までに平均1000円」を取り戻す改正を

2010年の雇用戦略対話において「2020年までにできるだけ早期に最低800円、平均1,000円」を政労使三者で合意しました。“三者合意”という点では、極めて重い意味を持っています。しかし、目標年を過ぎた2021年最低賃金答申額の全国過重平均は930円(最低820円~最高1041円)であり、ようやく最低800円は達成しましたが、平均目標額1,000円より70円も低い状態であり、今年の平均引上げ答申額28円のペースでは、1000円到達にあと2年以上必要です。

雇用戦略対話の合意は、「2020年までに」が目標であり、すでに目標より遅れている状況を取り戻す改正額を目指すのが、本来だと考えます。

全国一律の最低賃金制を行う諸外国では、このコロナ禍でも賃金引上げを実施しています。イギリスでは、23歳以上の全国一律生活賃金を2020年8.72→8.91ポンド(1353円)に2.2%引上げています。韓国では、2020年8590→2021年8730ウォン(847円、+13円)に1.5%引上げています。フランスでは、2020年10.15→2021年10.25ユーロ(1322円)に0.99%引上げています。ドイツでは、2020年1月9.25→21年1月9.50(2.6%)→21年7月9.60(0.96%)→22年1月9.82(2.2%)→22年7月10.45ユーロ(1350円・6.0%)に11.5%も引上げています。

ここで注視すべきは、フランスが引上率根拠を、物価スライドと賃金スライドによる購買力上昇率を算出し、経済再生を目指した購買力上昇率を目安にしていることです。また、ドイツは目標とする最低賃金額と達成時期を示し、中小企業に配慮した段階的な改定額を示していることです。

いま行うべきことは、最低賃金引き上げ労働者の可処分所得を増やすとともに、賃金引上げによる経済効果と具体的な企業支援策も示し、内需拡大を目指すことではないでしょうか。

3. 「早期に全国一律最低賃金制度の確立を」

7月9日に提出した意見書でも述べたとおり、賃金の低い地方から高い地方へ労働者・労働力の流出は続いており、さらにその中心世代は、働き盛りの若年層・子育て世代に集中しています。これにより高齢化・過疎化が拡大し、地方・地域の活力を著しく疲弊させています。大都市圏域への人口流出の要因は、最低賃金の地域間格差だけでは有りませんが、その一要因であることは否定できません。昨年までのようないくつかの地域ランク別の目安を基準とした最低賃金額の改定では、最低賃金の地域間格差が縮まることが期待できません。地方を疲弊させる地域間格差の是正のため、全国一律最低賃金制度の確立が絶対に必要です。

7月上旬に行った県内18の自治体要請懇談では、人口減少（特に労働者人口の減少傾向）が、県内各自治体の大きな課題となっており、地域別の賃金格差による労働者・労働力の流出という事態は、一刻も早く防がなくてはなりません。

このような危機意識は、労働者人口が減少している地域が抱えており、今年の答申額では、地域間格差の是正を目指して、7地域が目安額を上回る改定額を答申したことでも明かであり、香川県地方最低賃金審議会でも共有しなければならないと考えます。

重要な視点は、地域別の最低生計費には、大都市でも地方でも大きな地域間格差は存在しないということです。全労連が全国同一方法（マーケットバスケット方式）で取り組んだ“最低生計費試算調査”的結果は、25歳単身者が最低限の生活を維持するのに「月額22万円（2012年物価ベース）」が必要です。平均労働時間173.8時間/月に換算した時間額は1273円となり、今年の答申額848円との乖離は著しいといわざるを得ません。

全国の最低生計費試算調査で明らかのように、生計費に大きな違いがないなら、最低賃金の地域間格差を正当化する根拠は見当たりません。また、通常の事業の賃金支払能力の有無を判断できる資料等も示されないことから、ランク別の地方別最低賃金制度の限界が来ているのではないかでしょう。早期に「全国一律最賃制度」を導入することこそ必要だと考えます。

4. 中小企業支援策の拡充は待ったなし

もちろん最低賃金の引き上げは企業にとってコストアップとなります。しかし、低賃金で働く臨時雇用・派遣労働者を多く抱える職場では、常に労働者を募集し、新人に一から仕事を教える必要があるため、常時、生産性を維持するためのコストが掛かり、生産性の向上は期待できないと思われます。一方で、安定した生活が営める賃金が保障されるなら、労働者は職場に定着し、技能や知識を蓄積させて生産性も高まるのではないかでしょうか。

審議会委員の追加要望で示された「2021年5月分の求人賃金」の資料において、答申額848円を下回る求人は、事務的職業・商品販売・農林業業・生産関連類似・土木・運搬清掃業など多岐に亘りますが、いずれの求人数も極めて少ない状況であり、人材確保を重視する県内企業は、コロナ禍においても常用雇用労働者の拡大する努力をされている実態が明かとなっています。一方で、事務的職業の最低額求人は、地方自治体の非正規任用職員のようであり、公務職場がワーキングプアを生む実態も明かです。

しかし、コロナ禍の現状では、中小企業の経営困難性は十分理解できます。最低賃金の引き上げと併せ、今まで以上の中小企業支援策の早急な拡充が重要と考えます。中央最低賃金審議会でも地方審議会においても、具体的な中小企業支援が急務である点については、労使の一致を見ています。

既に、業務改善助成金、最低賃金引き上げに向けた中小企業相談支援事業などの取り組みが行われていますが、欧米の支援策に比べあまりにも貧弱な状態です。業務改善助成金は、賃金を引上げた上に、別の業務改善への二重投資を行わなければ助成されないため、中小零細企業に取ってはハードルが高く、殆ど利用されていません。

最低賃金の引上げに伴い、経営と雇用を維持するために必要となる人件費増額分を直接助成する施策を基本として、融資制度の改善や借金返済の猶予・凍結、税・社会保険料負担の軽減・免除策などが強く求められます。

さらに、元請け企業による「単価叩き」をさせない公正取引の監視強化と、最低賃金引き上げのコストを単価に転嫁できるよう「適正取引のあり方」を改善することも重要なと考えます。

【結語】

以上のとおり、今年度の改正答申を、このまま認める事はできません。最低生計費の観点と、香川県内の母子家庭の収入実態を考慮すれば、香川県の最低賃金は、最低でも1,000円以上が必要だと考えます。

また、政労使合意「2020年までに平均1000円」の目標年を過ぎている状況を取り戻すためにも、目安額以上の改定額を答申した地域の考え方を共有し、地域間格差を縮小する絶好の機会とも捉え、今年度の改定額(引上額)を再審議し、上積み議論していただくことを強く求めるものです。

以上。

写

異議申出書

2021年8月17日

香川労働局長
松瀬貴裕様



香川連帯ユニオン
執行委員長 小宮 淳

香川地方最低賃金審議会の改定決定に異議があるので、下記の如く異議を申し出るものである。

記

1 異議申出書を提出した者

小宮 淳は、香川県善通寺市上吉田町 8-9-7 善通寺地区労働会館に本拠を置く合同労組の香川連帯ユニオンの執行委員長である。香川連帯ユニオンの組合員は善通寺市や仲多度郡のみならず、県下の様々な事業所に勤め、現在 11 名の組合員が存在する。

また、香川連帯ユニオンは、上部団体として仲多度地区労働組合協議会に属しており、同協議会へ 1 名の幹事を出している。通常、同協議会の幹事は委員長が務めており、本年度においては執行委員長の小宮がその任を果たしている。

2 異議の内容及び理由

(1) 最低賃金そのものが安すぎる。

今回審議されて出された 848 円という最低賃金額で、香川県民は生活できるのかどうかの検証を、労働局及び上記審議会の皆様は実施されてきたのか。そして、その検証を基に審議会で出されたのが上記の金額なのか。もし、そのような具体的なデータに基づいた検証結果があるのであれば、ウェブサイトなどをを利用して情報公開して頂きたい。

本年 8 月 5 日に香川労働局から出された「令和 3 年度香川県最低賃金の改正答申について」なる文書は、「香川地方最低賃金審議会答申」と題して以下のように記している。

〔　— 香川地方最低賃金審議会答申 —

「時間額28円引き上げて848円とする」

香川地方最低賃金審議会（会長 柴田潤子氏）は、本年6月30日（水）、香川労働局長（松瀬貴裕）から「香川県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、香川県最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ねてきたが、本日8月5日（木）、結論をまとめ、同日、香川労働局長に対し「時間額848円とする」旨の答申を行った。

この「時間額848円」は、現行の香川県最低賃金（時間額820円）を「28円」引き上げるものであり、最低賃金が時間額単独方式になった平成14年度以降では、引上げ額が最高額となった。」

同文書によれば、「最低賃金が時間額単独方式になった平成14年度以降では、引上げ額が最高額となった。」としているが、「時間額848円」の収入源で「健康で文化的な最低限度の生活を営む」（日本国憲法第25条）ことができ得るのかどうかについて、「香川県最低賃金専門部会」がいかなる調査審議を重ね、上記の額が妥当であると結論に至ったのかを香川県民の前に明らかにすべきである。

仮に、最低賃金を上記の「時間額848円」とし、月～金まで労基法が定める一日8時間働いたとして、いくらの収入が入るか。そして、ひと月あたりの賃金即ち月給となると、税金その他の額を差し引かれたとして、所謂「手取り」はいくらになるのか。それが借家住まいであれば、ひと月当たりの家賃や水光熱費、食費などに使われる額はどれくらいになるのか。この様な具体的な検証に基づいて、最低賃金は出されるべきであると考える。

香川県のように、公共交通機関よりも自家用車による移動の方が普及している地域においては、通勤手段に自家用車を利用している人々が大半である。通勤手当の支給されているところもあるが、自家用車の購入や維持は月給からやりくりして貯蓄し、それを諸費用に充てているのである。また、日常的に付き合っている親せきや近所の方々などの冠婚葬祭費用もそれなりに必要である。

人間として生きていくためには当然のことながら、食費や家賃、水道光熱費等の支出が発生する。子どもや老人が家族にいる場合には、更に支出が増えることも考えられる。このような現実で、最低賃金848円ではまともに生きていけないことを、審議会の皆様は生活実感として理解すべきである。

改めて、憲法第25条を明らかにしておきたい。

「 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」

国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進

に努めなければならない。」

香川労働局長はもとより同審議会の皆様は、先ず以て日本国憲法の遵守とりわけ上記に引用した第25条を遵守する義務があるのであり、それがまた貴局長及び同審議会の責務及び職務でもある。憲法第99条も併せて引用しておく。

「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」

働く者にとって給与は、少なくとも労働力を維持していくための生活費であり、人間として生きていくための必要経費である。最低賃金が上記憲法の趣旨に則り、実際に「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ための額となるよう、私たちは求めてやまない。

(2) 金は政府が持っている。経営者は働く者にそのしわ寄せをするのではなく、むしろ働く者の代表となって政府に不足分を求めよ。

ここ1年数ヶ月の政府の予算の使い方をみると、もともと税金として集めた金を政府はふんだんに持ち、使っているのである。国がオリンピックに使った額は3兆円とも4兆円とも言われる。そもそも、支出ができる限り抑えたコンパクトなオリンピックとして招致したのではないか。新国立競技場についても、わざわざ建て替える必要もなかったし、オリンピック終了後の売却先すら未定であって、その維持費についても売却されるか解体されるまでは、国民が拠出した税金に頼るつもりであろうか。

昨年も私たち香川連帯ユニオンから異議申出書にて明らかにしたように、この1年間に使われた国家予算、例えばGoToキャンペーンへの予算投入、政党交付金からの分も含めた1.5億円もの選挙汚職事件に関わる金、オリンピックでの「中抜き」問題等々、その無駄遣いには枚挙に暇がない。そして、その国家予算の原資は、現在の国民からの税金及び未来の国民からの借金として、現在の国家予算が形成されているのである。

日銀総裁の黒田東彦氏は、自らが総裁となってからは「異次元金融緩和」と称して、財政法第4条が禁止している赤字国債の乱発をしている。もちろん、戦前の満州国債の二の舞にはならないとしての財政政策ではあるが、万一、財政法第4条が禁止する根拠となつた事態に至った場合には、アベノミクスを主導した前首相の安倍氏や黒田氏は、私財を投げ売り、ご自身の子孫にまで引き継ぐ自らの借金によって賄うつもりであろうことより、経営の方々は安心して国に頼るべきである。絶対に、自らの配下の働く者に対して、貸下げや解雇などによって経営難の責任を転嫁してはならないのである。

もし経営の方々が内部留保などを貯め込んでいるとするならば、それはコロナ禍によ

る社会の危機的状況に対する反逆を意味することを自覚されたい。民なくして国は立ち行かず、働く者がいなくては企業の経営そのものも成り立たないことは、私たちよりも経営者の方々のほうがよくご存じのはずである。社会が危機に陥っているときに、自らだけは安全安心などという事態などあり得ないのである。

香川県民への最低賃金を上げることによって発生する賃金上昇分の負担を、各企業に押し付けるのではなく、上記のような、汗水たらして働いて納税した金を、正しく国民及び香川県民のために使うべく審議会の皆様からも政府に強く提言するよう求めたい。

(3) **国民の最低賃金は人間が人間として生きていくことができないくらい低賃金であっていいはずはない。**

経営者の方々にとって、私たち働く者が、少なくとも本日と同程度に明日もまた働くことができる望むのは、まともな経営者であれば当たり前のことであろう。従って、経営者はいかなる部署のいかなる働く者についても、一人一人を尊重し、人間として大切に扱うことが求められるのである。それこそ、自ら経営する際においての、本当の力となるのであり、経営を経営たらしめる物質的根柢となるのである。

以下、日本国憲法における国民の基本的人権について、いくつか引用する。

「第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」

「第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。」

経営者の方々は、もちろんこれら条文はよくご存知であろうことと思われるが、よもや本県における最低賃金が848円では低すぎるという認識に立てないのであるならば、これら憲法の条文及び労働基準法の遵守を、改めて強く求めるものである。

最低賃金を人間が人間らしく生きていくほどに引き上げることを、ここに求めるものである。

十分なご検討のほどをよろしくお願ひいたします。

以上